



Lloyd's
Register

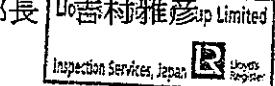
〒220-6010
横浜市西区みなとみらい 2-3-1
クイーンズタワー A 10F
電話:045-682-5252 FAX: 045-682-5253

W04450833 号-3

日本原燃株式会社 殿

2016年9月5日
ロイド・レジスター・グループ・リミテッド
インスペクションサービス 事業部長 吉村雅彦 Lloyd's Register Limited

2016年度 第1回定期監査 報告書 (その3) 濃縮事業部の監査結果



1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	2016年度 第1回定期監査
監査対象部門	(その3) 濃縮事業部
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所
監査実施日	2016年7月27日～29日
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)

2. 2016年度 第1回 定期監査の視点

2.1 背景、および、これまでの状況

ロイド・レジスター・ジャパン(今年度よりロイド・レジスター・グループ・リミテッド[以下、LRと記す]が監査業務を担当する)は、日本原燃(株)(以下、JNFLと記す)殿に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で、定期監査を実施してきた。これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで32項目)(以下、「改善策」と記す)」及び、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン(※)(以下、「アクションプラン」と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきた。

※：品質保証室、濃縮事業部及び埋設事業部は、水平展開という位置づけでアクションプランに対応していた。

これまでの監査の過程で確認した監査項目として、「アクションプラン」の総括、改善策の成果を反映した日常活動、一般QMS(品質マネジメントシステム)の対応状況、再処理事業部のしゅん工を見据え、組織の管理・運営をよりきめ細かく行えるよう「ミニ工場化」と呼ばれる組織の再編成に伴う活動、及びヒューマンエラーが関与したトラブルに対する改善活動等が代表的なものとして挙げられる。これらの活動内容を監査した結果、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着していると共に、随所に自律的改善が展開されていることを確認してきた。

2.2 2016年度 第1回定期監査の対応方針

今回の監査は、前年度までの監査内容を踏襲し、JNFL殿の各担当部署において、品質目標に設定された主要テーマの活動が改善策の理念を反映し、かつ、風化・形骸化せず実行されているか否かをプロセス監査により確認することを主要な視点とした。

加えて、2015年度の保安検査において、濃縮事業部の現場管理や再処理事業部の設備保全活動に関して多くの指摘等を受けたことから、本件に関する濃縮事業部の保安活動に対する取組みも主要な監査対象の1項目として取上げた。

また、これまでの監査において、一般QMSに係る活動と位置付けた「トラブル／不適合事象の再発防止対策の実施状況」や「内部監査の実施状況」は、引き続き監査対象とした。

2016年度 第1回定期監査の注力事項を表1に示す。

濃縮事業部に対する監査に際しては、表1中の「監査実施項目」のうち、「監査対象項目」を監査した。

表1 2016年度 第1回定期監査の注力事項

	監査実施項目	監査対象
(1)	「改善策」を反映した日常業務(品質目標に取上げられた主な活動) ^{*注)} が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	○
(2)	濃縮事業部の保安活動(現場の管理、取り組み等) ^{*注)} が継続的に改善されている状況	○
(3)	トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)	○
(4)	トラブル／不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置) ^{*注)} の取組み状況	○
(5)	内部監査の実施状況	○
(6)	前回までの監査結果(提言事項等) ^{*注)} のフォローアップ状況	○
(7)	その他(教育・訓練等) ^{*注)}	○

(注1) : (4)の監査項目については、「協力会社の活動」も対象とする。

*注) : 添付1「部門別監査結果」中の表題表記の際には、括弧内の記載は省略する。

3. 監査の態様

監査は、実地監査を基本とした。なお、実地監査の過程で3.1項に記載された状況になった際には文書監査を併用することとした。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・判定基準等が適切に文書化されていることの確認が一般的である。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととした。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA展開状況」の評価を行うものである。実地監査では、準備された状況を見るのではなく意義が薄く、「実態を把握すること」が重要である。従って、実行の証を示すエビデンスの探索にある程度の時間を要したとしても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部にLRの知見を活用した。

- ◆JNFL各部門の全社品質保証計画書運用要則、および下位の社内標準類
- ◆JEAC4111-2009（日本電気協会）[諸活動の底流として]

5. 監査結果の評定

監査は事務局で決めていただいた部署の単位で実施した。あらかじめ計画された監査時間に応じて、被監査部署によっては、監査対象テーマの一部が省略されている場合がある。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めた。

7. 監査結果

濃縮事業部に対する注力事項は、上記 2.2 項 表 1 に示した通りであり、この度の被監査部署は 4 部署であった。

監査結果を添付 1 に、今回の監査における提言事項を添付 2 に、良好事例を添付 3 に、監査日程と出席者を添付 4 に示す。

総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見ていただきたい。

① 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において、2.2 項の表 1 の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」、「観察事項」は観察されなかった。なお、3 件の「提言事項」を提起した。詳細については、添付 2 (提言事項) を参照されたい。

② 「良好事例」

「改善策」および「アクションプラン」の対応成果は、新たな仕組みやルールの構築と言う形で日常活動に組み込まれている。その日常活動の中で、PDCA を展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組み構築が進められている。こうした気運の中で、印象深く感じた 1 件の「良好事例」を添付 3 に示した。さらなる自律的改善が図られている事例として参考して頂きたい。

③ 各注力事項に対する個別所見

(1) 「改善策」を反映した日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況

濃縮事業部の品質目標の達成活動については、それぞれの部署が具体的な実施事項、達成指標、実施期限などを明確にした上で展開されている。2016 年度第 1 四半期での成果と進捗などが評価されており、品質目標の取り組みについては、風化・形骸化などの不具合事象は見受けられない。

(2) 濃縮事業部の保安活動(現場の管理、取り組み等)が継続的に改善されている状況

濃縮事業部の保安活動に関しては、様々な視点からの保安活動適正化に向けた活動が推進中である。各担当部署が安全・品質本部が策定した全体計画に基づき 8 項目の個別計画を策定し、活動を展開中である。

なお、今回の監査対象部署では、自らの責任分担事項については着実な活動が行われていることを確認したが、濃縮事業部として 8 項目の個別計画全体を把握・管理する体制が必ずしも明確ではなかった。総括部署の明確化が望まれる。

(3) トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)

臨時マネジメントレビューにおいては、保安検査での不適合に端を発した、保安活動の適正化に向けた取組みについてトップマネジメントから指示が出されており、濃縮事業部の重要課題として位置づけされていることが読み取れるなど、マネジメントレビューが有効に機能していると判断できる。

(4) トラブル／不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置)の取組み状況

今回監査対象のいずれの部署においても、保安検査に係る不適合に対して不適合処理票が起票され、不適合等管理要領に基づいた運用が的確に行われている状況より、不適合処理プロセスにおける不具合事象は見受けられない。

(5) 内部監査の実施状況

2016年度分の内部監査については、「内部監査年度計画」により監査対象部署ごとの実施予定期がまとめられた段階で、今後の活動の進展が期待される。

(6) 前回までの監査結果(提言事項等)のフォローアップ状況

前回の監査時に提起した1件の提言事項に対する対応状況を確認した結果、適切なフォロー活動が立案・実行されていることを確認した。

(7) その他(教育・訓練等)

時間の許す範囲で教育・訓練ならびに力量管理活動を聴取した結果、概ね必要な教育・訓練が計画・実行されており、作業実績を加味した優れた力量評価が行われている事例についても確認した。

8. 終わりに

濃縮事業部における諸活動について、7つの注力事項を中心監査を行った結果、それぞれの個別所見で述べたとおり、決められたことがほぼ的確に実施されており、PDCAサイクルを回す中で継続的な改善が行われている状況から、全体としてはJNFL殿の様々な標準類に基づいた品質保証システムは適切に運用されていると見受けられる。

一方、濃縮事業部においては、先の保安検査において指摘事項を受けたことに加え、今回の監査において提起された提言事項に改善が必要なものが含まれている。具体的には、再処理事業部との保安活動共通業務に対するベンチマーク実施時の力量管理や比較検討時のチェック方法に改善が望まれる事例、および、保安活動適正化に向けた8項目の個別計画の実行状況に対する全体の管理体制が不明確となっている例などが挙げられる。

今回の監査において提起した提言事項は、品質保証システムに重大な影響を及ぼすものではないが、今後の活動を見据えた際には濃縮事業部の品質保証システムの運用状況についての再検証が有益であると思われる。

今回の提言事項が提起された大きな要因としては、部署によっては新規制基準の適合審査対応に集中するあまり、細かいところまで目が行き届かないとの背景もあるが、本来、品質保証システムの運用は業務負荷の量に関係なく、一貫して守らなければならないものである。

些細なことであっても基本に忠実に、そしてひとつひとつを地道に積み上げる風土こそが品質保証システムの原点と言える。これを言い続けることができるのは、それぞれの職場の管理職であり、また、その職場の核になる先輩諸氏と言っても過言ではない。これらの方々は、品質保証システムの着実な遵守の必要性を後進の社員の方々に率先して説き続ける役割を担っていることを肝に銘じて頂くと共に、濃縮事業部全体に対する品質意識の尚

一層の浸透を期待するものである。

なお、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編（W04450833 号-0）に記載するので、参照していただきたい。

以上

添付 1

2016 年度 第 1 回定期監査結果

(濃縮事業部)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。

2016年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「濃縮事業部」No.1）

被監査部門	濃縮計画部 計画G
監査実施日	2016年 7月 27日
(1) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	(参照文書・記録等)
<p>◆濃縮事業部の保安活動共通業務について、再処理事業部のベンチマークを行い、要領類の改正に結びつける活動（文書①）が行われている。この活動においては、濃縮事業部内の各種要領が保安規定の章立てに沿って分類・整理（文書②）されており、基本的な要求項目での見落としを生じさせない配慮なされている。</p> <p>◆個々の要領に対するベンチマークは、それぞれの所管部署において割り当てられた分担者が行い、その結果が比較表（文書③）にまとめられ、該当要領類に対する改正の要否（文書④）を明確にしている。</p> <p>◆取り上げた課題に対しては上記のとおり適切に活動が展開されており、品質目標への取り組みについては、風化・形骸化の兆候は見受けられない。但し、添付2（提言事項-1&2）を参照されたい。</p>	
(2) 濃縮事業部の保安活動が継続的に改善されている状況	
<p>◆計画Gによる主体的な保安活動として、UF6漏えいに係る避難訓練や人命救助訓練（文書⑤）が実施されているが、「構成員表」（文書⑥）により体制が明確になっており、各種訓練マニュアル（文書⑦）により具体的な要求事項が定められている。</p> <p>◆2015年度実績として、机上訓練及び個別訓練が実施（文書⑧、⑨）されている。また、個別訓練の結果、顕在化した改善すべき事項については、上記マニュアルに反映されており、PDCAサイクルが回っていること、並びに保安活動が継続的に改善されていることを確認した。</p> <p>なお、2016年度は8月及び12月に訓練が計画されている。</p>	
(4) トラブル/不適合事象の再発防止対策の取組み状況	
<p>◆2015年度に発生した保安検査での指摘を受けて、(1) 保安活動適正化に向けた他事業部との連携不足、(2) 保安活動に用いる手順書等の比較不足、(3) 方針決定に係るプロセスが不明確、に対してそれぞれ「不適合処理票」（文書⑩）が起票され、不適合管理が行われている。</p> <p>◆個々の不適合事象に対する処置として策定された個別計画書に基づく作業が継続して行われているが、一部については不適合等検討会及び濃縮安全委員会による処置結果の確認プロセスに諮るべく、「実施結果報告書」（文書⑪）がとりまとめられている。現時点において、不適合管理面で特段の不具合は見当たらない。</p>	
(第三者監査所見)	品質目標・業務目標を初めとして、日常業務における各種の活動状況を観察する限りでは、濃縮事業部において計画Gが主体的に行うべきことが認識され、実行されている。計画部門の役割が果たされていると見受けられ、良好な状態と言える。

2016年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「濃縮事業部」No. 2）

被監査部門	施設部 機械課
監査実施日	2016年7月27日
(1) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	(参照文書・記録等) N
◆機械課の主要な業務は、新型遠心機の導入に向けての環境整備の推進にある。その活動実績は、文書①に記載され、進捗状況が的確に把握されている。	
◆上記の活動を推進するため、文書②が策定されている。文書②中には新規制基準の要求事項を盛り込む必要があることから、濃縮事業部内に「新規制基準調整会議」が設置され、具体的な要求事項等が関連データベース上に取り込まれている。機械課は、当データベースにアクセスし、必要な情報を入手し、当該個所を明確にした文書③を作成している。	
◆機械課が所属する施設部では、新型遠心機の導入に関連して、過去に経験したトラブルを文書④に取りまとめている。機械課が経験したトラブル事例も本事例集に組み入れられている。文書④は、濃縮事業部の関係部署、ならびに協力会社にも配布されている。社内および協力会社との情報共有に資する有益な活動であると評価できる。	
(2) 濃縮事業部の保安活動が継続的に改善されている状況	
◆濃縮事業部保安活動適正化に向けた個別計画の中に「再処理事業部との連携（業務システム、人の交流、業務チェック）」に関する活動計画が含まれているが、機械課では今回の保安活動適正化の動き以前に、既に設工認および検査に係る連絡会の設置を計画・立案していた（文書⑤）。本連絡会は、再処理、MOX、濃縮事業部に加えて旧品質保証室も随時参加し、設工認等の共通事項についての情報共有を目的として、本監査時点において7回開催されていることを確認した（例えば、文書⑥、文書⑦）。	
(4) トラブル/不適合事象の再発防止対策の取組み状況	
◆気体廃棄物の廃棄設備に対する使用前検査中断に係る不適合（文書⑧）が発生したことを受け、文書⑨にて使用前検査中断に至った原因調査および是正処置が検討された。是正処置の骨子は、部品等の変更時におけるa) 設計へのフィードバック、b) 検査受検に係る検証システムの構築、c) 変更時の妥当性判断根拠の明確化、などであり、適切な是正処置案が提示されたものと判断できる。	
(6) 前回までの監査結果のフォローアップ状況	
◆前回（第24回）の機械課への監査時において、教育記録の一部に有効性評価の記載が確認できなかったことから、当該記載の徹底を図る旨の提言事項に対し、5ヶ年の教育期間を設定した文書⑩中に有効性評価欄が設けられていることを確認した。また、各要員の力量評価表（文書⑪）も作成されており、適切なフォローアップが行われたものと判断する。	
（第三者監査所見）	
機械課が、実施すべき活動が確実に実践・実行されている。また、前回の監査時に提起した提言事項に対するフォローアップも適切に実施されており、活動全般を通じて、風化・形骸化の兆候は観察されなかった。	

2016年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「濃縮事業部」No.3）

被監査部門	安全管理部 品質保証課
監査実施日	2016年 7月 27日
(1) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	(参照文書・記録等)
<p>◆不適合処理票の起票及び処置の迅速化を目的として、不適合管理システムの改善活動が行われているが、処理票の起票がCORAP会合と並行して進められるよう業務フローの見直し（文書①）が行われている。また、処理の進捗管理を容易にするために「管理台帳」（文書②）の社内ポータルによる可視化を行うなど、管理プロセスに係る改善が継続的に行われていることを確認した。</p> <p>◆品質目標で取り上げた課題に対しては、具体的な実施事項、活動期限、達成度の評価方法などが分かるようになっており（文書③）、第1四半期のフォロー状況より、品質目標の取り組みについては、風化・形骸化の兆候は見受けられない</p>	
(3) トップマネジメントによる品質保証の徹底	
<p>◆臨時マネジメントレビューにおいては、濃縮事業部の関心事としての保安検査に係る不適合がインプット項目の一つとして盛り込まれている（文書④）。一方、アウトプットにおいても、保安活動の適正化に向けた取組みについての指示（文書⑤）が出されていることから、マネジメントレビューが有効に機能している一端が観察できた。</p>	
(4) トラブル/不適合事象の再発防止対策の取組み状況	
<p>◆保安検査に係る不適合に関連し、濃縮事業部の品質保証システムにおける品質保証課の役割が不明確であることに対して「不適合処理票」（文書⑥）が起票され、当面の処置として濃縮事業部の保安活動の適正化に向けた個別計画書の策定が計画された。</p> <p>◆策定された上記個別計画書（文書⑦）に基づき、再処理事業部の品質保証業務に係るベンチマークなどの具体的活動が実施（文書⑧）されていることを確認した。</p> <p>ベンチマークの結果は「比較表」（文書⑨）にまとめられているが、比較結果については再処理事業部によるチェックを受け、提起されたコメントが勘案され、品質保証課として対応すべきことが整理されている。</p> <p>◆一方、「不適合処理票」の起票から約4ヶ月を経過しているものの、是正処置の要否決定に至っていない状況より、今後の不適合処理の促進が期待される。</p>	
(5) 内部監査の実施状況	
<p>◆2015年度の監査実績については、2016年1月の前回定期監査において確認済みにより、今回定期監査の対象外とした。</p> <p>◆2016年度分については、「年度計画」（文書⑩）の策定が現時点での唯一の活動実績で、監査対象部署ごとに実施予定時期が計画された段階にある。引き続き、今年度の特色を盛り込んだ監査プログラムの策定等、活動の進展が期待される。</p>	
(第三者監査所見)	
濃縮事業部の品質マネジメントシステムの維持と改善を担当する部門として、今回監査対象とした何れの活動においても適切にその役割が果たされていると見受けられ、良好な状態と言える。	

2016年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「濃縮事業部」No.4）

被監査部門	ウラン濃縮工場 濃縮運転部 保修課	
監査実施日	2016年 7月 28日	N
(1) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	(参照文書・記録等)	
<p>◆年初に保守点検計画のマスター工程(文書①)が策定され、本計画に沿った活動が展開されている。保修課の主業務である保守業務については、協力会社への文書②の発行、協力会社から提示された文書③の承認等が的確に行われていることを確認した。</p> <p>◆委託先管理としての調達先評価、業務着手前の打合せの実施、および日々の日報による業務内容の把握等、適切な管理が行われていることを確認した。</p>		
(2) 濃縮事業部の保安活動が継続的に改善されている状況		
<p>◆保修課が作成した文書④中の主要な取組みとして、保全活動の改善が挙げられ、保全方法の適正化に向けての検討が開始されていた(文書⑤)。</p> <p>◆濃縮事業部に対する保安規定違反に関連した適正化に向けた活動の中で安全・品質本部が作成した全体計画に基づき、8項目の個別計画が策定され、保修課が活動主体となった文書⑥が取り上げられている。</p> <p>◆個別計画の作成等を含む本活動の実施に先立ち、当該活動に従事する要員の力量を明確にするため、業務経歴および資格の有無等の確認が行われた後、担当要員が選定されている(文書⑦)。</p> <p>◆保修課では、再処理事業部と濃縮事業部における「体制」、および「情報共有」に係る事項を比較・整理し、保全計画のプロジェクト管理体制の適正化を図るために実施すべき事項を取りまとめている。主な改善対策としては、事業部内の関係部署を横断する保守管理改善チームを設置し、事業部一体となった保全計画の実行を目指そうとするものである。当該内容は、改正された全体計画(文書⑧)中に組み込まれている。</p> <p>◆保修課は、個別計画の一つである文書⑨に係る活動にも関与している。再処理施設保安規定運用要領と加工施設保守要領の比較・検討を行い、その相違点および共通点などの抽出を行っている。この結果を新たな保守要領に盛り込んでいく活動は、次のステップでの検討課題となる。</p>		
(4) トラブル／不適合事象の再発防止対策の取組み状況		
<p>◆2件の不適合を確認したが、起票から処置に係る活動が適切に処置されていることを確認した。特に問題となる事項は観察されない(文書⑩)。</p>		
(7) その他		
<p>◆保修課要員の力量が文書⑪として取りまとめられている。資格保有の前提として前年度の作業実績が加味されており、実質的に的確な作業が出来ることが力量条件となった評価票となっている。評価に際しては、グループリーダーおよび課長の2名による評価が取り入れられるなど、優れた力量評価活動が展開されている。</p>		
(第三者監査所見)		
<p>保修課の品質目標に掲げられた日常活動は計画に従い、確実に実践・実行されている。保安に係る活動も当課が実施すべき事項については、きめ細かい管理の下、確実に実施されている。また、力量資格の評価に際して、実際の活動経験を考慮するなど、実際の業務実態を考慮した力量管理が行われていることを評価する。</p>		

添付 2

監査における 提言事項

提言事項は、より優れた運用を期待して参考的に提起するものである。採否については、被監査者に一任される。

提言事項

1	分担者の力量の裏付け確認
関連部門	濃縮計画部 計画 G
サンプリングした要領は放射線管理課が所掌するもので、同課の「業務分担表」により、ベンチマークを行った分担者は、当該要領の関連業務に従事することが認められた要員であることは読み取れるが、ベンチマークの信頼度を確実なものにする観点で、分担者の力量の裏付けについて確認することが望まれる。	
2	ベンチマーク結果のチェック
関連部門	濃縮計画部 計画 G
ベンチマークはそれぞれの分担者が行っているが、その受けとめ方やまとめ方は個人ごとに差異が生じ得るので、比較結果については何らかのやり方で本人以外の要員がチェックすることが望まれる。	
3	保安活動適正化に向けた 8 項目の個別計画全体の管理体制の明確化
関連部門	濃縮事業部 全関連部署
今回の監査対象部署では、自らの責任分担事項については着実な活動が行われていることを確認した。しかし、個別計画の活動状況は確実に把握されていることは確認できたが、濃縮事業部として 8 項目の個別計画全体を管理する体制が必ずしも明確でなかった。総括する部署の明確化が望まれる。	

添付 3

監査における 良好事例

「改善策」からの成果が日常活動の中に組み入れられ、風化することなく定着・維持され、あるいは自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察した。その中でも、特に印象深い内容を、ここに「良好事例」として記載した。

良好事例

1	作業実績の有無を条件に加えた力量評価票の作成
関連部門	ウラン濃縮工場 濃縮運転部 保修課
保修課要員の今年度の資格保有の前提として、前年度における該当作業の実績が加味されている。単なる資格保有だけではなく、実際に作業の出来ることが力量要件となった評価票となっている。優れた力量評価活動であると判断する。	

添付 4

2016 年度 第 1 回第三者定期監査出席者 (濃縮事業部)

月	日	曜 日	時刻		時間	被監査 部門	被監査部署	出席者	実施場所
			自	至					
7	27	水	9:30	9:50	0:20	濃縮 事業部	全被監査部署		濃縮・埋設 事務所 1A 会議室
			10:00	11:30	1:30		計画 G		
			13:30	15:00	1:30		機械課		
			15:10	16:50	1:40		品質保証課		
	28	木	9:30	11:00	1:30		保修課		
	29	金	16:00	16:25	0:25		全被監査部署		